

民泊の現状

SZ1111 みく

2019-9-13

1.民泊の定義

住宅(戸建住宅、共同住宅)の一部又は全部を活用して提供される宿泊サービスのこと^[1]。この民泊を継続反復して行う場合、旅館業法の許可が必要になる^[1]。

2-1.民泊の需要

インバウンド^{[2][4]}

増え続ける訪日外国人観光客を受け入れるホテルや旅館のキャパシティが限界をむかえつつあるため、使用していない住宅を宿とすることに需要がある。

2-2.民泊の需要

シェアリング・エコノミー^[2]

少子高齢化 人口減少

そこで

モノ・サービス・場所を多くの
人と共有、交換して利用す
るシェアリング・エコノミーの
考えが広がる。民泊もその
一つとして考えられる。

全国で空室や空きスペースが増加し社会問題に...

3. 法律から見る民泊^[2]

5

住宅宿泊事業法上の民泊

- ・建物を生活の本拠として使用
- ・年間の提供日数が180日以内

ヤミ民泊

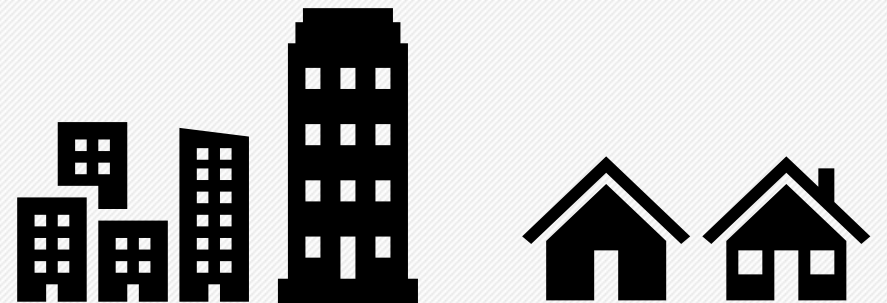
旅館業法上の民泊

- ・宿泊する場所を多人数で共有
- ・客室の延べ床面積は33㎡以上

4. 民泊の課題^[2]

6

- 安全性
- 違法民泊
- 近隣住民とのトラブル
- 騒音問題



5. 今後の方針

- ・東京オリンピックをからめる^[4]
- ・観光庁などの統計資料を集める
- ・民泊の可能性について探る

参考文献

- [1] 「民泊のすべて」, 石井くるみ, 大成出版社, 2018-04-20.
- [2] 「民泊を考える」, 浅見 泰司・樋野 公宏 編著, 2018-05-15.
- [3] 「民泊ビジネス」, 牧野知弘, 祥伝社, 2016-8-10.
- [4] 「インバウンド・ビジネス戦略」, 池上重輔監修, 早稲田インバウンド・ビジネス戦略研究会, 日本経済新聞出版社, 2019-6-25.